

# 集落活性化支援事業補助金(自治会活動の活性化)の概要

## 1 目的

持続可能な自治会活動の実現を図るため、自治会の新たな担い手を確保するための取組を行う自治会を支援します。

## 2 補助対象者・事業実施主体

自治会(町内会、区など)

## 3 用語の定義

1 「新たな担い手」は、「若者」、「女性」、「外国人」、「子ども」とします。

2 「若者」とは、中学生から30歳未満の方です。

3 「子ども」とは、小学生以下の方です。

## 4 補助対象事業

自治会の新たな担い手を確保するために実施する以下の事業とします。

- (1) 地域の若者、女性、外国人、子どもに対するサポート活動
- (2) 地域の若者、女性、外国人、子どもを対象としたイベントの開催
- (3) 若者、女性の自治会役員登用の促進

## 5 補助対象経費

4の事業実施に必要となる経費(報償費、旅費、消耗品費、食糧費、原材料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、工事請負費、保険料)とします。ただし、次に該当する経費は対象外とします。

- (1) 経常的な維持管理に関する経費
- (2) その他、本事業の用途として適当と認められない経費

## 6 補助率等

1 自治会につき補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を限度とします。  
(百円未満切り捨て)

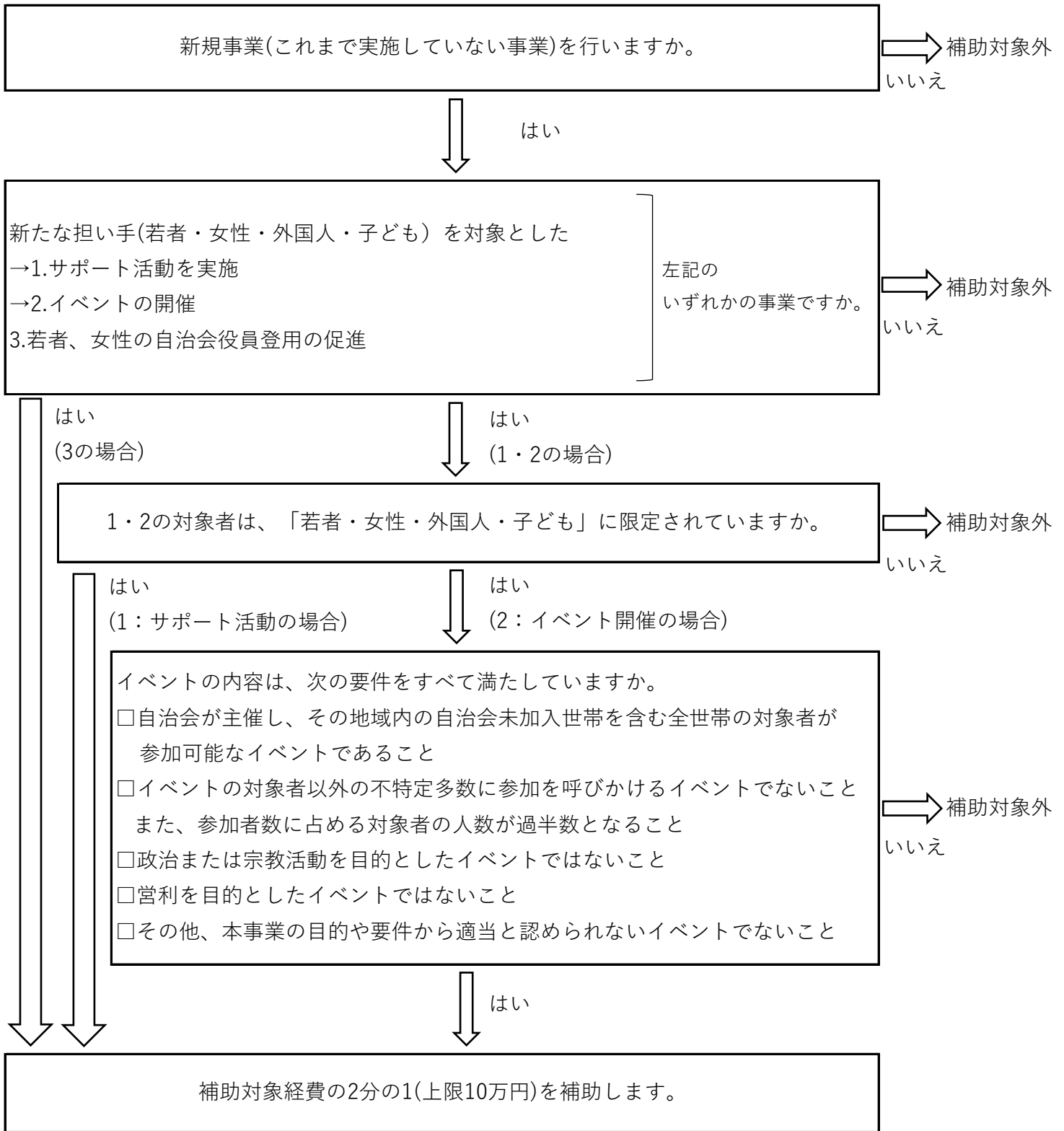
## 7 交付申請の期間 令和6年4月1日(月)～令和6年7月12日(金)

※市に提出後、申請書を取りまとめて県へ提出します。県から交付決定された自治会が、補助を受けることができます。

※交付決定後、事業着手となります。交付決定前に着手したものではありませんのでご注意ください。

【問合せ先】 鯖江市市民生活部市民役推進課 市民役推進グループ	TEL : 0778-53-2214 FAX : 0778-51-8156 e-mail:Shuyaku@city.sabae.lg.jp
------------------------------------	--

自治会活動の活性化補助金フロー図



事業例	対象外の事業例
1.スポーツ教室、防災教室(子ども、外国人向け)など 2.子ども向け料理教室、子育てサロンなど 3.集会所の環境整備(トイレ・キッズ・授乳スペースの整備)など	・従前の地区納涼祭、住民バーベキュー大会など ・既存イベントに新規要素を加えた形のもの ・全世帯対象のイベントを開催し、対象者イベント部分のみを切り分けた形のもの ※R5年度の制度とは大きく異なるのでご注意ください。